

新型コロナウイルス感染症への対応を想定した議会運営について

1 本会議等の運営について

- 議事機関としての議会の責務を踏まえ、会期日程のとおり審議を進めることを基本とするが、議員の感染や緊急事態宣言の指定の継続等により状況の悪化が懸念される場合は、議会運営委員会を適宜開催し、審議方法（質問・質疑の方法や委員会付託等）や会期日程の変更（日程の短縮等）など弾力的な運営を検討する。

- 第2回定例会を想定した具体の対応は次のとおり。

月日	曜日	議事予定	議会運営委員会（臨時含む）での検討事項
6.8	月	議会運営委員会 本会議（開会，知事提出議案説明）	<告示日以降，一般質問日前までに状況が悪化した場合> ①日程の変更（短縮） ②審議方法 ・一般質問は実施（文書による質問も検討） ・常任委員会への付託省略を検討
9	火	休 会（議案調査）	
10	水	休 会（議案調査）	
11	木	議会運営委員会 本会議（一般質問・質疑）	<一般質問日に状況が悪化した場合> ①日程の変更（短縮） ②審議方法 ・常任委員会への付託省略を検討
12	金	本会議（一般質問・質疑）	
15	月	本会議〔一般質問・質疑〕 〔議案常任委員会付託〕	
16	火	休 会（委員会審査準備）	<議案委員会付託後に状況が悪化した場合> ①議運を開催し，常任委員会の開催について協議 ・開催の場合⇒説明者を限定し，付託案件のみ審査 ・開催しない場合⇒会議規則第45条第3項の対応とし，会期短縮のうえ本会議採決も検討 ※ 調査特別委員会は，閉会中の開催を検討
17	水	休 会（常任委員会）	
18	木	休 会（常任委員会）	
19	金	休 会（魅力向上調査特別委員会）	
22	月	休 会（議事整理）	
23	火	議会運営委員会 本会議（委員長報告，採決，閉会）	

2 委員会の運営について

- 委員会の審査については，原則として付託案件の審査に限定する。
- 出席説明者についても，原則として付託案件に関係した者などに限定する。

3 本会議等の傍聴について

- 本会議や委員会の傍聴については，5月6日まで全国を対象に緊急事態宣言が出されていることや，本県が特定警戒都道府県に位置付けられていることから，極力，ご遠慮いただく。どうしても傍聴を希望する場合は，体温の計測により37.5度以上の発熱がないこと，強いだるさや息苦しさがないことを確認の上，傍聴を認めることとし，その際は，マスク着用や咳エチケット，手洗いの徹底を依頼する。
- 本会議や委員会の傍聴席も間隔をあけて着席することとする。（例：本会議傍聴300席⇒50席程度となる。）

4 議事堂内でのマスク着用について

- 議事堂内ではマスク着用や咳エチケットを徹底し，本会議や委員会でのマスクを着用しての発言はやむを得ないものとする。